

株式会社日本証券クリアリング機構の業務方法書の改正に伴う「取引参加者規程」等の一部改正について

平成 16 年 1 月 28 日

株式会社名古屋証券取引所

1. 趣旨

現在、株式会社日本証券クリアリング機構は株券などの現物取引に係る清算・決済の業務を行っているが、今回、これに加え株式会社東京証券取引所において成立した先物・オプション取引についてもその対象とすることとし、同機構の業務方法書に定めた現物取引を前提とした清算資格に先物・オプション取引に係る資格を追加することとした。

これに伴い当取引所の取引参加者規程等において所要の改正を行うこととする。

2. 概要

- ・ 当取引所の規則における「清算資格」については、「現物清算資格」を示すものとするよう改正する。
- ・ その他所要の改正を行う。

(備考)

- ・ 取引参加者規程第 2 条の 2 等
- ・ 清算・決済規程等

3. 施行日

平成 16 年 2 月 2 日から施行する。

以上